

開発行為に伴う消防水利の協議等指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本町において行われる開発行為に伴う都市計画法（昭和43年法第100号以下「都計法」という。）に規定する消防の用に供する貯水施設（以下「消防水利」という。）に関する協議及び同意（以下「協議等」という。）並びに消防水利の管理及びその帰属等の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、本町の区域内において行われる次の開発行為について適用する。

- (1) 都計法第29条の規定に基づく開発行為（自己開発を除く。）で、許可を要するもの。
- (2) 前号以外の開発行為で、三木町長（以下「町長」という。）が当該開発区域に消防水利の設置が必要であると認めるもの。

(消防水利の基準)

第3条 都計法第33条第1項第2号の規定により、当該開発区域の消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防水利（消火栓等を含む。）は、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準（昭和39年消防告示第7号）に適合するものとする。

(協議等の当事者)

第4条 消防水利に関する協議等の当事者は、町長及び開発行為者とする。

(消防水利)

第5条 開発区域に設置する消防水利は、防火水槽、消火栓等とする。

(消防水利の設置及び技術基準)

第6条 前条の消防水利の設置技術基準は、別に定める。

(消防水利設置届)

第7条 開発行為者は、消防水利を設置しようとするときには、着工の10日前までに消防水利設置届出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の設置届出書に基づき設置工事等の確認をし、以後随時検査をするものとする。

(消防水利の変更等)

第8条 町長は、開発行為者から着工前又は着工後に消防水利の位置、構造、仕様等について、変更の申出があった場合は、その変更事項等について必要な指示をするものとする。

(大規模開発に伴う消防水利の併設)

第9条 大規模の開発行為により、消防水利を設置する場合における消火栓と防火水槽の設置比率は、消火栓4に対し防火水槽1の割合とする。

(完成検査及び記録写真)

第10条 開発行為者は、消防水利の工事を完了したときは、速やかに消防水利（消火栓、

防火水槽) 完工届 (様式第 2 号) を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の完工届を受けたときは、工事施行者立会いの下で、完成検査を実施するものとする。

3 現場打ち工法により設置する防火水槽に係る第 1 項の完工届には、次の工程の工事記録写真を添付するものとする。

- (1) 掘削完了
- (2) 底板配筋
- (3) 側板及び床板配筋
- (4) 型枠取り外し後のコンクリート打ち
- (5) 完成

4 二次製品防火水槽を設置する場合における本条第 1 項の完工届には、次の工程の工事記録写真を添付するものとする。

- (1) 掘削完了
- (2) 底面の基礎
- (3) 据付け完了
- (4) 継ぎ目防水工事
- (5) 完成

(水張検査及び結果報告)

第 11 条 町長は、前条の完成検査終了後速やかに水張させ、一定期間漏水の有無について検査を実施しなければならない。

(帰属)

第 12 条 開発行為により設置する消火栓で、本町に帰属させるものは、管理引継が完了するまでは、事業者の責任と負担において管理しなければならない。

(帰属に要する書類)

第 13 条 消火栓を本町に帰属させる場合に要する書類等は、次のとおりとする。

- (1) 消火栓寄附申出書 (様式第 3 号)
- (2) 印鑑証明書
- (3) その他必要な書類、図面等

2 前項各号の書類等は、正副 2 通とし、三木町役場総務課に提出するものとする。

(委任)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 20 日から施行する。